

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約第16条第1項及び第18条第2項に係る関係市町の協議について

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「関係市町」という。）は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約（以下「規約」という。）第16条第1項及び第18条第2項に規定する事項について、次のとおり定めるものとする。

1 協議により定めた事項

（1） 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会（以下「協議会」という。）は、規約第16条第1項の規定に基づき、富津市の条例、規則その他の規程等（以下「条例、規則等」という。）の定めるところにより、その担任する事務を管理し、及び執行するものとする。

（2） 協議会は、規約第18条第2項の規定に基づき、富津市の条例、規則等の定めるところにより、その担任する事務の用に供する財産を管理するものとする。

2 協議内容の変更

この協議により定めた事項を変更する場合には、関係市町が協議して定めるものとする。

3 協議の発効

この協議は、平成31年4月1日から発効する。

4 協議の失効

この協議は、協議会が解散したときに、その効力を失う。

附 則

この協議は、令和3年4月1日から適用する。